

--	--

要 求 案.

ナフホールの時計工場.

第一回. 大正9年10月.

1. 貸銀5割増, 1.

第二回. 大正10年1月.

1. 労働時間、生産額を増加せしむ.

第三回. 10年2月.

1. 第一次解雇者3名 後回滿3外/4名
" 止むを得ず."

2. 第二次解雇者4名 " 全部復職
せらるる."

解 決 案.

10. 3. 23.

1. 2割増給入。

1. 解雇せしむ. 第一回: 3名。

1. 大正10年3月10日附より為. 3名
後回滿3外-計3名 解雇処分
せらるる.

2. 後回滿3外/3名 " 右解雇処分
せらるる."